

画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

6) 犯罪等の被害の防止

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

警察庁においては、子どもを対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、2005（平成17）年から法務省から情報提供を受け、その再犯防止を図ってきたところであるが、制度の見直しを行い、2011（平成23）年4月からは、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

また、2011年度においても、子どもたちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の充実を図っている。

(2) 「安全・安心まちづくり」の推進

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」（2003（平成15）年7月）の着実な実施を図ることなどにより、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を推進している。また、子どもに対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善に努めている。

(3) インターネットに係る有害環境から子どもを守るための取組の推進

携帯電話の使用に起因する子どもの犯罪被害を防止するため、子どもが使用する携帯電話のフィルタリングの普及を目指して、携帯電話販売店等の事業者に対する指導・要請、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動等の取組を推進している。

7) 子どもの健康に影響を与える環境要因の解明

環境中の化学物質等が子どもの健康に与える影響を解明するため、2010（平成22）年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を行っている。

第4節 ひとり親家庭の子どもが困らないように

1. ひとり親家庭への支援を推進する

1) 子育て・生活支援

ひとり親が疾病や技能習得のための通学等により、一時的に介護、保育や日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行う母子家庭等日常生活支援事業等を実施している。

2) 就業支援

母子家庭の母等の経済的な自立を図るための就業支援として、就業相談・就業情報の提供等、

様々な支援を実施している。

また、2012（平成24）年度までの特別対策として、安心こども基金を活用し、高等技能訓練促進費の支給期間の延長や在宅就業の環境整備への支援等を実施している。

3) 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給のほか、母子寡婦福祉貸付金の貸付を行っている。

2010（平成22）年8月からは、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等に鑑み、児童扶養手当の支給対象を父子家庭にも拡大した（同年12月から支給開始）

4) 養育費の確保等

2011年6月に公布された民法改正では、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の分担と親子の面会交流が明示された。このため、2012年（平成24）度予算において、母子家庭等就業・自立支援事業の新たなメニューとして、取り決めのある面会交流の円滑な実施に向けた支援（相談、日程調整、付添い等）を行う事業を盛り込み、面会交流に関する相談支援体制の充実を図ることになっている。

第5節 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

1. 障害のある子どもへの支援に取り組む

1) 障がい者制度改革推進本部における取組

「障がい者制度改革推進会議」において、2010年12月に取りまとめられた「障害者制度改革の推進のための第二次意見」等を踏まえ、政府は、障害者基本法について、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、十分な教育を受けられるようにすることや、障害のある子どもが身近な場所で療育等の支援を受けられるようにすること等を盛り込んだ「障害者基本法の一部を改正する法律案」を2011（平成23）年3月に「障がい者制度改革推進本部」において決定し、同年7月に成立、同年8月に施行（一部を除く）された。

2) ライフステージに応じた一貫した支援の強化

障害のある子どもに対しては、健康診査等によりできるだけ早期に障害を発見するとともに、児童福祉法に基づき、障害のある子どもに対し、治療や専門的療育を実施する児童福祉施設の整備及び機能強化を図り、療育体制を整備している。

3) 障害のある子どもの保育

障害のある子どもの訓練や居場所の確保のため、日常生活における体の動作の訓練等を行う障害児通所支援や、障害のある子どもを一時的に預かって見守る日中一時支援事業等を実施している。

保育所において、障害のある子どもを受け入れるにあたり、バリアフリーのための改修等を行う事業などを実施している。